

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第51号**

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めるものとする。</p>						<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めることを目的とする。</p>					
<p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p>						<p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p>					
専門校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間	専門校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間
鳥取県 立倉吉 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通 課程	コンピ ュータ 制御 科	10人	1年	鳥取県 立倉吉 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通 課程	コンピ ュータ 制御 科	20人	2年
			コンピ ュータ 制御 科	20人	2年				土木シ ステム 科	15人	1年
			土木シ ステム 科	15人	1年					土木シ ステム 科	15人
			木造建 築科	20人	1年				O A シ ステム 科	20人	1年
		短期 課程	総合実 務	15人	1年			短期 課程	建築科	20人	1年
								短期 課程	総合実 務	10人	1年

			科		
			PCネットワーク科	10人	24時間
鳥取県立米子高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			建築システム科	30人	2年
			設計・インテリア科	20人	1年
		デザイン科	20人	1年	
		短期課程			
			情報セキュリティ科	10人	20時間

2 商工労働部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する商工労働部長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

（受講料）

第14条 条例第7条第2項の規則で定める訓練は、PCネットワーク科及び情報セキュリティ科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。

（授業料等の減免）

第16条 略

2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

			科	10人	60時間
			IT技術者育成科		
鳥取県立米子高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			建築システム科	30人	2年
			デザイン科	20人	1年
		OA事務科	20人	1年	
		短期課程			
			造園エクステリア科	10人	1年
			IT技術者育成科	10人	60時間

2 商工労働部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される商工労働部の長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

（受講料）

第14条 条例第7条第2項の規則で定める訓練は、IT技術者育成科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき1,700円とする。

（授業料等の減免）

第16条 略

2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保護者又は成年に達した生徒を扶養している者(生徒と生計を一にする者に限る。)</u>の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。